各部課長等各位

財務部長 佐藤次博 (公印省略)

平成30年度予算執行方針について(通知)

にかほ市財務規則第13条に基づき、次のとおり平成30年度予算執行方針を定めたので通知します。趣旨を貴所属職員に周知徹底するとともに、予算の適切・適正な執行に努めるようお願いいたします。

◎ 予算編成及び予算規模等について

平成30年度当初予算は、「第2次にかほ市総合発展計画」に掲げた、まちづくりの基本理念に基づく施策や「にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の主要施策を積極的に推進するものとし、公約実現に向けた事業を軸に、「選択と集中」を図りながら予算を配分したところである。予算編成にあたっては、最重要課題である「人口減少の抑制」に向け、行政・市民・地域・企業が一体となった地方創生の取組を推進し、「産業の活性化」、「まちの魅力向上」を図ることに重点を置いている。

平成30年度一般会計予算の総額を129億7,000万円(対前年度比2.3%増。以下、増減はすべて対前年度比)、特別会計と企業会計を合わせた総額を196億1,023万4千円(0.7%減)と定めている。

一般会計の歳入では、市税を景気の回復基調による給与所得の増加などを見込み3.0% 増の27億2,371万5千円、国県支出金を0.2%増の23億8,524万2千円、市債を象潟公民館改修事業の実施や過疎対策事業債のソフト事業への活用などにより27.6%増の10億8,230万円などとしている。また、地方交付税は前年度と同額の52億円としているが、普通交付税の実質的代替財源である臨時財政対策債は5.2%減の4億3,900万円を見込んでいる。

同じく歳出では、人件費を3.3%減の22億3,466万4千円、扶助費を障害福祉サービス給付費の増加を見込み1.2%増の22億9,305万1千円、公債費を任意繰上償還の実施により1.7%増の19億5,872万6千円とし、これら義務的経費の総予算額における構成割合は50.0%と依然として高い割合を占めている。このほか、普通建設事業費などの投資的経費を象潟公民館及び仁賀保勤労青少年ホームの改修事業実施などにより3.0%増の11億9,788万6千円、物件費をフェライト子ども科学館展示物リニューアル事業の実施などにより13.3%増の23億17万7千円などとしている。

今後の財政見通しは、歳入では、本市財源の根幹である市税が人口減少などにより微減で推移することが見込まれ、また、普通交付税においても、合併特例による加算分が段階的に縮減されるほか、国の財政状況が厳しさを増す中で、交付税総額が更に減額されることも予想される。一方、歳出では、少子高齢化の進展などにより社会保障費等は増加傾向にあり、道路橋梁等のインフラ整備・長寿命化などの事業も計画されている。加えて、その他公共施設等の老朽化に伴う修繕・改修費も増加が見込まれる。

これらの減収等を加味した財政推計では、交付税措置の有利な過疎対策事業債や合併特例 債などの活用を図りつつ、財政調整基金を取り崩しながらの財政運営となり、現在約20億 円の財政調整基金残高は10年後には、10億円程度まで減少すると推測している。

以上のとおり、財政状況に楽観要素は見当たらず、今後、さらに厳しさを増すことが予測される。予算執行にあたっても、これらの状況を常に念頭に置かれたい。

1. 一般事項

- (1) 予算の執行にあたっては可能な限り早期執行を図ること。 厳しい財政状況を踏まえ、事務事業の再精査を行った上で年間執行計画を作成 し、予算に計上した事業の目的が十分に達成できるよう、適正な執行を図ること。
- (2) 施策の推進にあたっては、関係団体をはじめ市民に広く周知し、十分に理解と協力を求めるとともに、効率的な予算執行を図るため、事前に関係部課等との十分な連絡調整を行い、執行にあたって支障のないよう対応すること。
- (3) 法令遵守の基本原則を念頭に置き、関係法律・条例・要綱等との整合性を常に確認しながら、事業執行にあたること。
- (4) 予算執行にあたっては常に財源を意識し、起工や補助申請などの際には、補助要件等を必ず確認すること。
- (5) 財務規則第117条(随意 契約によることができる場合)の上限額を超える 契約は、原則として公平かつ経済性のある競争入札による契約とすること。
- (6) 投資的事業については、国・県の動向に十分に留意し、コストの更なる縮減等を 図り、他の工事との関連、実施時期等を見極め、円滑・着実な執行に努めること。 工期の遅れ等により年度内完成が危ぶまれるものについては、その事態が発生し た時点で、企画調整部長及び総合政策課長と協議を行い適切に対応すること。
- (7) 平成29年度から平成30年度への繰越明許費については、早期に適正な執行及 び完了に努めること。

平成30年度事業については、年度内完了に努め、安易に翌年度への繰越明許の

措置を講じることのないよう計画的に事業を執行すること。なお、やむを得ず繰越 さなければならない場合は、遅くとも当該年度の3月補正までに予算措置を行うこ と。

- (8) 行財政改革については、平成27年3月策定の『第3次にかほ市行財政改革大綱「(平成27年度~31年度)計画」』を基本に、行政コストの削減に取り組むこと。
- (9) 予算執行時に事業内容の変更や新たな予算措置が必要となった場合には、事前に 企画調整部長及び総合政策課長と協議すること。
- (10) 職員は、「にかほ市自治基本条例」及び「第2次にかほ市総合発展計画(前期計画)」に基づき、『市民との協働のまちづくり』の推進を念頭に置き、市民のために予算を執行するという自覚を持つこと。具体的な事務事業の執行に当たっては「何を目的として誰のために行うのか」を常に意識するとともに、市民ニーズ等を的確に把握し、行政サービスの充実と向上に努めること。
- (11) 特別会計及び企業会計については、独立採算性の原則に則り、一般会計からの繰入金などに依存することなく、経営的な視点を持って執行に努めること。

2. 歳入に関する事項

- (1) 市税及び国民健康保険税等の徴収については、現年課税分の納期内徴収に努めるとともに、県との連携やにかほ市収納対策推進本部による全庁的な取り組みにより、収納率の向上に努めること。また、滞納整理による不納欠損等については、法令に基づき適正に対応すること。
- (2) 各種負担金・使用料等については、常に納期内納入に努め、未収金が発生しているものについては、徴収の取り組みを強化し、収納率の向上に努めること。
- (3) 国・県の補助金については、制度改正等、常に動向を的確かつ速やかに把握するため情報収集に努め、最大限の確保を図るために適切な対応を図ること。
- (4) 所管する市有財産を有効活用し財源を確保する取り組みを継続すること。
- (5) 公共施設等のネーミングライツ契約の導入や、郵送用封筒及び公共施設・設備等 への広告掲載による広告収入などの新たな財源の創出に向けた検討を行うこと。
- (6) 歳入全般について、最低限、予算計上額を確保するとともに、さらに増収に努めること。

3. 歳出に関する事項

- (1) 各事業の執行にあたっては、より一層の経費縮減に努めるとともに、事業効果の向上を図ること。
- (2) 国・県の施策見直し等により、補助金等の特定財源が当初見込みよりも減額される見通しとなった場合には、原則として当該事業は執行停止とする。少額でも一般財源へ振り替わる場合には、必ず、事前に企画調整部長及び総合政策課長と協議すること。
- (3) 委託事業については、実施時期、費用対効果等を再検証し、効率的な執行に努めること。また、指定管理者制度を導入した施設については、適切な管理運営が行われるように対応すること。
- (4) 補助金等の交付にあたっては、事業内容を精査し、にかほ市補助金等の交付に関する規則及び各交付要綱等により適正に執行するとともに、最も効果的、効率的に 実施されるよう対応すること。実績報告書は遅滞なく提出するよう指導するととも に、経理、使途、成果等を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこと。
- (5) 時間外勤務手当については、ノー残業デーの徹底、代休制度の活用を図るととも に、課長、班長が常に職員の業務内容を把握しながら、事務改善等により削減に努 めること。
- (6) 「予算を使い切る」という概念を払拭し、効率的な予算執行や契約請差等により 不用となった予算は、減額補正あるいは不執行とすること。なお、止むを得ず執行 しなければならない場合は、事前に企画調整部長及び総合政策課長と協議すること。
- (7) 監査委員による指摘事項(決算審査、定期監査等)については、改善し、適正な 執行に努めること。
- (8) 市内企業 (業者) への発注を原則とする。
- (9) 「にかほ市障がい者就労施設等優先調達方針」により、同施設への発注に配慮すること。

以上